

奈良市公報

号外第14号

目 次

条 例

○奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	1
○奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	1
○奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	3
○奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	3
○奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例	4
○奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	4
○奈良市債権管理条例	5
○奈良市子ども・子育て会議条例	8
○奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例	8
○奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例	9
○奈良市介護保険条例の一部を改正する条例	9
○奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例	9
○奈良市新型インフルエンザ等対策本部条例	15
○奈良市観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例	16
○奈良市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例	16
○奈良市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営の基準に関する条例	17

条 例

奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第5号

奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例（平成24年奈良市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年11月分」を「平成25年9月分」

に、「同年10月分」を「同年8月分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成25年3月27日掲示済）

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第6号

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2 あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域の部C地区の項を次のように改める。

C地区
D地区

次の各号に掲げる建築物以外の建築物

(1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。）

(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからオまでの一に掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）

ア 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）

イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店

ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

エ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

オ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

(3) 次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅

ア 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

イ 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）

(4) 近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所

- (5) 巡査派出所
- (6) 公衆電話所
- (7) 公園又は緑地に設けられる公衆便所及び休憩所
- (8) 路線バスの停留所の上家
- (9) 前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のアからオまでに掲げるものを除く。）

別表第2 あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域の部に次のように加える。

地区計画の決定の際現に存する建築物又はその敷地が建築物の用途の制限に適合せず、又は適合しない部分を有する場合は、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、建築物の用途の制限は、適用しない。

別表第3に次のように加える。

あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域	D地区	10分の4
-------------------	-----	-------

別表第3の2登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域	D地区	10分の6
-------------------	-----	-------

別表第5 あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域の部 A地区の項中「歩行者専用道路2号及び3号」を「市道中部第B地区

1581号線及び市道中部第1588号線」に、「5.0メートル」を「5メートル」に、「前号以外」を「ア以外」に、「3.0メートル」を「3メートル」に、「歩行者専用道路3号」を「市道中部第1581号線」に、「2.0メートル」を「2メートル」に、「6.0メートル」を「6メートル」に改め、同部に次のように加える。

D地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
-----	--	---

別表第6 東登美ヶ丘六丁目地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域	D地区	(1) 10メートル。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。 (2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの。ただし、北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。また、建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
-------------------	-----	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成25年3月27日掲示済)

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第7号

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「15,000円」を「14,000円」に改める。

別表第1 教育委員会の項中

月額 247,000円	を	月額 150,000円	に改め、
月額 150,000円		日額 14,000円	

同表監査委員の項中

月額 47,000円	を	日額 14,000円	に改め、
月額 247,000円		日額 21,000円	

同表選挙管理委員会の項中

月額 95,000円	を	日額 21,000円	に改め、
月額 61,000円		日額 14,000円	

同表公平委員会の項中

月額 82,000円	を	日額 21,000円	に改め、
月額 56,000円		日額 14,000円	

同表固定資産評価審査委員会の委員の項中

日額 14,500円	を	日額 14,000円	に改め、
------------	---	------------	------

同表国民健康保険運営協議会の項中

日額 15,000円	を	日額 14,000円	に改め、
------------	---	------------	------

同表介護給付費等の支給に関する審査会の委員の項中

日額 15,000円	を	日額 14,000円	に改め
------------	---	------------	-----

る。

別表第1備考中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

1 選挙管理委員会及び公平委員会の委員長並びに監査委員のうち識見を有する者のうちから選任された者の報酬額については、その者の勤務時間が1時間以上の場合には当該額とし、1時間未満の場合は7,000円とする。

2 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の委員並びに監査委員のうち議員のうちから選任された者の報酬額につい

ては、その者の勤務時間が1時間以上の場合は当該額とし、1時間未満の場合は5,000円とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月28日掲示済)

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第8号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

(退職手当の特例)

12 当分の間、市長等の退職手当の基本額に関する第7条第3項の規定の適用については、同項第1号中「100分の60」とあるのは「100分の50」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の34」とする。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

(退職手当の特例)

7 当分の間、教育長の退職手当の基本額に関する第6条第3項の規定の適用については、同項中「100分の28」とあるのは、「100分の24」とする。

(奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

(退職手当の特例)

6 当分の間、監査委員の退職手当の基本額に関する第7条第3項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の21」とする。

(奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月

「104分の104」)と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。
(平成25年3月28日掲示済)

奈良市債権管理条例をここに公布する。
平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第11号

奈良市債権管理条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 延滞金等(第7条・第8条)
- 第3章 強制徴収公債権(第9条)
- 第4章 非強制徴収公債権及び私債権(第10条・第11条)
- 第5章 雜則(第12条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、その管理の適正化を図り、もって公平な市民負担の確保及び公正な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく徴収金に係る債権を除いたものをいう。
- (2) 公債権 市の債権のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の歳入に係る債権をいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権をいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (5) 私債権 市の債権のうち、公債権以外の債権をいう。
- (6) 債権管理者 市長及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条に規定する管理者をいう。
- (7) 延滞金等 延滞金及び遅延利息等の履行の遅滞に係るその他の徴収金をいう。

(法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令並びに他の条例及び規則(地方自治法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(債権管理者の責務)

第4条 債権管理者は、法令並びに条例及び規則の定める

ところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 債権管理者は、市の債権を適正に管理するため、必要な事項を記載した台帳を整備しなければならない。(督促)

第6条 債権管理者は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

第2章 延滞金等

(延滞金の徴収)

第7条 債権管理者は、公債権について、前条の規定による督促をしたときは、当該督促をした債権の金額に履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。

2 前項の場合において、履行期限内に履行されなかった債権の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 前2項の規定により計算した延滞金の金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

5 地方公営企業法の規定の全部又は一部が適用される事業に係るものについては、前各項の規定は、適用しない。(延滞金等の免除)

第8条 債権管理者は、市の債権について、履行期限までに履行しなかったことについて特別の事情があると認めるときは、延滞金等を免除することができる。

第3章 強制徴収公債権

(滞納処分等)

第9条 債権管理者は、強制徴収公債権について、第6条の規定による督促を受けた者が指定した期限までに履行しないときは、法令の規定により、滞納処分を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、債権管理者は、法令に定める事由に該当するときは、徴収の猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止を行うものとする。

3 債権管理者は、強制徴収公債権について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第171条の3及び第171条の4の定めるところにより、その保全及び取立てに関する措置をとるものとする。

第4章 非強制徴収公債権及び私債権

(強制執行等)

第10条 債権管理者は、非強制徴収公債権及び私債権(以下「非強制徴収公債権等」という。)について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、令第171条の2各号に掲げる措置

をとらなければならない。ただし、令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとる場合又は令第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 債権管理者は、非強制徴収公債権等について、令第171条の3及び第171条の4の定めるところにより、その保全及び取立てに関する措置をとるものとする。

3 債権管理者は、非強制徴収公債権等について、令第171条の5の規定による徴収停止、令第171条の6の規定による履行期限の延長及び令第171条の7の規定による当該非強制徴収公債権等の債務の免除を行うことができる。
(債権の放棄)

第11条 債権管理者は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びこれに係る延滞金等を放棄することができる。

(1) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これらに準ずる事情にあり、当該債権について徴収できる見込みがないと認められるとき。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

(3) 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態にあり、当該債権について、履行させることが困難又は不適当であると認められるとき。

(4) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超ないと見込まれるとき。

(5) 私債権について消滅時効の時効期間が経過したとき。

(6) 令第171条の2に規定する強制執行等又は令第171条の4に規定する債権の申出等の措置をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の措置又は債権の申出等の措置が終了したときにおいて、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行せざることが困難又は不適當であると認められるとき。

(7) 令第171条の5に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行せざることが困難又は不適當であると認められるとき。

第5章 雜則

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条及び附則第3項から第16項までの規定は、平成27年4月1日から施行する。

(適用範囲)

2 この条例は、平成25年3月31日までに履行期限が到来した市の債権についても適用する。
(経過措置)

3 平成27年3月31日までに履行期限が到来した公債権を、平成27年4月1日以後に履行した場合における第7条の規定の適用については、同条第1項中「履行期限」とあるのは、「平成27年4月1日」と読み替えるものとする。
(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(奈良市国民健康保険条例の一部改正)

5 奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第19条中「2千円」を「2,000円」に、「千円」を「1,000円」に、「10.95パーセント」を「14.6パーセント」に改め、「相当する延滞金額」の次に「(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を加え、「10円」を「1,000円」に改める。

(奈良市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正後の奈良市国民健康保険条例第19条の規定は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）以後に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

(奈良市介護保険条例の一部改正)

7 奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「年10.95パーセント」を「、当該金額につき年14.6パーセント」に改め、「相当する延滞金額」の次に「(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を加え、「10円」を「1,000円」に改める。

(奈良市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置)

8 前項の規定による改正後の奈良市介護保険条例第8条第1項の規定は、施行日以後に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

(奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

9 奈良市後期高齢者医療に関する条例（平成20年奈良市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「10.95パーセント」を「14.6パーセント」に改め、「相当する延滞金額」の次に「(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を加え、「10円」を「1,000円」に改める。

(奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

10 前項の規定による改正後の奈良市後期高齢者医療に関する条例第5条第1項の規定は、施行日以後に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

(奈良市道路占用料に関する条例の一部改正)

11 奈良市道路占用料に関する条例(昭和28年奈良市条例第11号)の一部を次のように改める。

第6条第1項を次のように改める。

法第73条第1項の規定による督促を受けた者は、第3条の市長が指定する期日後に占用料を納付する場合においては、当該納付金額に、その指定する期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.5パーセント(当該指定する期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納付しなければならない。

第6条第2項を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第6条に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(奈良市道路占用料に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

12 前項の規定による改正後の奈良市道路占用料に関する条例第6条及び附則第2項の規定は、施行日以後に市長が指定する期日が到来する占用料に係る延滞金について適用し、施行日前に市長が指定する期日が到来する占用料に係る延滞金については、なお従前の例による。

(奈良市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

13 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。
第10条を次のように改める。

(延滞金)

第10条 受益者は、納付期日後に負担金を納付する場合においては、当該納付金額に、その納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.5パーセント(当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納付しなければならない。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第10条に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(奈良市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

14 前項の規定による改正後の奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第10条及び附則第3項の規定は、施行日以後に納付期日が到来する負担金に係る延滞金について適用し、施行日前に納付期日が到来する負担金に係る延滞金については、なお従前の例による。

(奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

15 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成6年奈良市条例第33号)の一部を次のように改める。

第12条を次のように改める。

(延滞金)

第12条 受益者は、納付期日後に分担金を納付する場合においては、当該納付金額に、その納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.5パーセント(当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む

期間についても、365日当たりの割合とする。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。（奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

- 16 前項の規定による改正後の奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例第12条及び附則第3項の規定は、施行日以後に納付期日が到来する分担金に係る延滞金について適用し、施行日前に納付期日が到来する分担金に係る延滞金については、なお従前の例による。

（平成25年3月28日掲示済）

奈良市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第12号

奈良市子ども・子育て会議条例

（設置）

- 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

- 第2条 会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定するもののほか、市長の諮問に応じて、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

- 2 会議は、前項に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

（組織）

- 第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員若干人を置くことができる。

- 3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

（任期）

- 第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の

任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

（会長及び副会長）

- 第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

- 第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

- 第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。（庶務）

- 第8条 会議の庶務は、子ども未来部において処理する。（委任）

- 第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関する必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

子ども・子育て会議の委員	日額	10,000円
--------------	----	---------

（平成25年3月28日掲示済）

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第13号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例

- 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成15年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

田原バンビーホーム	奈良市横田町199番地の1 田原小学校内
-----------	-------------------------

柳生バンビーホーム	奈良市柳生下町138番地 柳生小学校内
興東バンビーホーム	奈良市須川町1,424番地 興東小学校内
月ヶ瀬バンビーホーム	奈良市月ヶ瀬尾山2,350番地の1 月ヶ瀬小学校内

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。
(平成25年3月28日掲示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第14号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条の3に次のただし書を加える。

ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。

第8条の3に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第21条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

第12条の6の2に次のただし書を加える。

ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。

第12条の6の2に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第21条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

第12条の7に次のただし書を加える。

ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。

第12条の7に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第21条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第44条の2第3項の規定の

適用を受ける場合における第10条第1項の規定の適用については、同項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成25年3月28日掲示済）

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第15号

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100人」を「125人以内」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年3月28日掲示済）

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第16号

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手續等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定に必要な基準、手續等に関するものとする。

（定義）

第2条 この条例において「指定特定非営利活動法人」とは、指定（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）を、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活

動法人として条例で定めることをいう。以下同じ。)を受けた特定非営利活動法人をいう。

(指定の申出)

第3条 地方税法第314条の7第3項の規定による申出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び市内に所在するその他の事務所(以下「その他市内事務所」という。)の所在地

(2) 設立の年月日

(3) 事業の内容

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申出書を提出する特定非営利活動法人が、奈良県の地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例で定められている者又は奈良県内の他の市町村の同法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例で定められている者であり、かつ、市長が特に認める場合は、その一部を省略することができる。

(1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度(その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間)。以下同じ。)の寄附者名簿(各事業年度に当該申出に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名(法人にあっては、その名称)及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。)

(2) 次条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類(前号に掲げる書類を除く。)及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

(3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

(4) その他規則で定める書類

3 前項第1号及び次条の「実績判定期間」とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

4 市長は、第1項の申出書の提出があったときは、申出日の翌日から起算して1月間、規則で定める場所において、当該申出書及び第2項第2号から第4号までに掲げる書類を公衆の縦覧に供するものとする。

(指定のために必要な基準等)

第4条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。

(1) 市内に事務所を有する特定非営利活動法人であるこ

と。

(2) 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ア 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(ア) 実績判定期間における経常収入金額(aに掲げる金額をいう。)のうちに寄附金等収入金額(bに掲げる金額(規則で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、b及びcに掲げる金額の合計額)をいう。)の占める割合が10分の1以上であること。

a 総収入金額から国等(国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。aにおいて同じ。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(次項において「国の補助金等」という。)、臨時的な収入その他の規則で定めるものの額を控除した金額

b 受け入れた寄附金の額の総額(第7号エにおいて「受入寄附金総額」という。)から1者当たり基準限度超過額(同一の者からの寄附金の額のうち規則で定める金額を超える部分の金額をいう。)その他の規則で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

c 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に第5号に規定する規則で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうちbに掲げる金額に達するまでの金額

(イ) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者(当該事業年度における同一の者からの寄附金(寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金に限る。(イ)及び(ウ)において同じ。)の額の総額(当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額)が3,000円以上である場合の当該同一の者をいい、当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。(イ)において同じ。)の数(当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を1人とみなした数)の合計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が50以上であること。

(ウ) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者(当該事業年度における同一の者からの寄附金の額の総額(当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生

計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額)が1,000円以上である場合の当該同一の者をいい、当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。(ウ)において同じ。)の数(当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を1人とみなした数)の合計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が100以上であること。

イ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(ア) 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、その事業活動に参加したボランティア(その氏名及び住所が明らかな者であって、かつ、報酬を受けないで活動を行ったものに限る。)の延べ人数が100人以上であること。

(イ) 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、その事業活動に関し、地方公共団体その他の団体と協働した実績が1回以上あること。

(3) その事業活動を広く市民に周知されているかどうかを判断するための基準として、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ア その事業活動についてインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公開していること。

イ その事業活動について継続的に会報を発行し、当該会報を会員又はこれに類するものとして規則で定める者(当該申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものを除く。ウ及び第5号において「会員等」という。)以外の市民にも配布し、又は閲覧させていること。

ウ 各事業年度において、会員等以外の市民を対象とした事業活動に関する催しを4回以上開催していること。

(4) 市内における事業活動が、前条第1項の申出書を出した日(第11号において「申出日」という。)後最初に到来する事業年度の初日から起算して5年以上継続すると見込まれること。

(5) 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として規則で定める割合が100分の50未満であること。

ア 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他規則で定めるものを除く。)

イ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者である活動(会員等を対象とする活動で規則で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。)

(ア) 会員等

(イ) 特定の団体の構成員
(ウ) 特定の職域に属する者
ウ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
エ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

(6) その運営組織及び経理に關し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ3分の1以下であること。

(ア) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と規則で定める特殊の関係のある者

(イ) 特定の法人(当該法人との間に発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の100分の50以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の規則で定める関係のある法人を含む。)の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び3親等以内の親族並びにこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者

イ 各社員の表決権が平等であること。

ウ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は規則で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

エ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として規則で定める経理が行われていないこと。

(7) その事業活動に關し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 次に掲げる活動を行っていないこと。

(ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(ウ) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。

ウ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動(特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。)に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして規則で定める割合が100分の80以上であること。

エ 実績判定期間における受入寄附金総額の100分の70以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(8) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これを主たる事務所又はその他市内事務所において閲覧させること。

ア 事業報告書等（特定非営利活動促進法第28条第1項の事業報告書等をいう。以下同じ。）、役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

及び定款等（同条第2項の定款等をいう。以下同じ。）

イ 前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、同条第3項の書類及び同条第4項の書類

(9) 各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に提出していること。

(10) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

(11) 申出日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

(12) 実績判定期間において、第1号、第3号、第6号、第7号ア及びイ並びに第8号から第10号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第8号イに掲げる基準を除く。）に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における前項第2号ア(ア)に規定する割合の計算については、規則で定める方法によることができる。

3 市長は、第1項の手続を行おうとするときは、あらかじめ、奈良市NPO法人条例指定制度審査委員会の意見を聴くものとする。

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第5条 前2条に定めるもののほか、地方税法第314条の7第3項の規定による申出をしようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における前2条の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

（欠格事由）

第6条 第4条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行わないものとする。

(1) その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 指定特定非営利活動法人が第18条第1項各号（第

1号、第4号から第6号まで及び第9号を除く。次号において同じ。）又は第2項各号のいずれかに該当することにより指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 特定非営利活動促進法の規定、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）若しくは奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例第35号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等处罚に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第6号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第6号において同じ。）

(2) 第18条第1項各号（第1号に係る部分を除く。）又は第2項各号のいずれかに該当することにより指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの

(3) その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

(4) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの

(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの

(6) 次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団

イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

（指定の通知等）

第7条 市長は、指定があったときはその旨を、第4条第

<p>1 項の規定による指定のための必要な手続を行わないことを決定したとき又は指定がなかったときはその旨及びその理由を、第3条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。</p> <p>2 市長は、指定があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨及び当該指定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を周知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 名称 (2) 代表者の氏名 (3) 市内に所在する事務所の所在地 (4) 指定の効力を生じた年月日 (5) 事業の内容 (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項（名称等の使用制限） <p>第8条 指定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、指定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。</p> <p>2 何人も、不正の目的をもって、他の指定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。</p> <p>（指定の更新の申出）</p> <p>第9条 指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日（この条に規定する申出をし、指定の更新を受けた場合にあっては、当該更新後の指定の効力を生じた日）から起算して5年を経過した日以後引き続き指定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする指定特定非営利活動法人は、規則で定める期間（以下「更新申出期間」という。）内に、市長に指定の更新の申出をして、更新を受けなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申出期間内にその申出をすることができないときは、この限りでない。</p> <p>2 第3条及び第4条（第1項第11号に係る部分を除く。）から第7条までの規定は、前項の指定の更新の申出について準用する。</p> <p>（事業報告書等の閲覧）</p> <p>第10条 指定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又はその他市内事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。</p> <p>（事業の内容の変更の届出等）</p> <p>第11条 指定特定非営利活動法人は、その名称、主たる事務所若しくはその他市内事務所の所在地、事業の内容又はその他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該指定特定非営利活動法人が第4条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを確認し</p>	<p>なければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の届出が指定特定非営利活動法人の名称又は市内に所在する事務所の所在地の変更によるものである場合において、必要があると認めるときは、指定に係る特定非営利活動法人の名称等の変更のために必要な手続を行うものとする。</p> <p>4 市長は、指定特定非営利活動法人の名称、市内に所在する事務所の所在地、事業の内容又はその他規則で定める事項の変更の届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。</p> <p>（申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧）</p> <p>第12条 指定特定非営利活動法人は、指定を受けたときは、第3条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を、指定の効力を生じた日から起算して5年間、主たる事務所及びその他市内事務所に備え置かなければならない。</p> <p>2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、次に掲げる書類を作成し、第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、第2号から第4号までに掲げる書類については翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所及びその他市内事務所に備え置かなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 前事業年度の寄附者名簿 (2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 (3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類 (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類 <p>3 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを主たる事務所及びその他市内事務所に備え置かなければならない。</p> <p>4 指定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。次条第3項において同じ。）を行うときは、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日）を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを主たる事務所及びその他市内事務所に備え置かなければならない。</p> <p>5 指定特定非営利活動法人は、第3条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は第2項第2号から第4号までに掲げる書類、第3項の書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又はその他市内事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。</p>
--	--

(役員報酬規程等の提出)

- 第13条 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度終了の日から3月の期間の末日までに、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- 2 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、前条第3項の書類を市長に提出しなければならない。
- 3 指定特定非営利活動法人は、海外への送金若しくは金銭の持出しを行うときは、事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難であるときは、事後遅滞なく）、前条第4項の書類を市長に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

- 第14条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、第11条第1項の届出に係る書類又は第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、同条第3項の書類若しくは同条第4項の書類（過去3年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、市長が指定する場所において、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(指定特定非営利活動法人の合併)

- 第15条 指定特定非営利活動法人は、指定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の届出があったときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が第4条第1項各号（第11号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかを確認しなければならない。
- 3 市長は、第1項の届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。
- 4 第3条第2項及び第3項、第4条（第1項第11号に係る部分を除く。）、第6条並びに第12条第1項の規定は、第1項の届出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告及び検査)

- 第16条 市長は、指定特定非営利活動法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該指定特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 市長は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該指定特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている

事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第4項において「指定特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、市長が第1項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 4 前項の場合において、市長は、第1項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、指定特定非営利活動法人の役員等に提示させるものとする。
- 5 第2項又は前項の規定は、第1項の規定による検査をする職員が、当該検査により第2項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に關し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第2項又は前項の規定は、当該事項に關する検査については適用しない。
- 6 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 7 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告、命令等)

- 第17条 市長は、指定特定非営利活動法人について、第18条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた指定特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 第1項の規定による勧告及び前項の規定による命令は、書面により行うものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による勧告又は第2項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。

(指定の取消しのため必要な基準等)

- 第18条 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。
- (1) 第4条第1項第1号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
 - (2) 第6条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により指定又は指定の更新を受けたとき。
 - (4) 更新申出期間内に、第9条第1項の指定の更新の申出をしなかったとき。
 - (5) 第9条第1項の指定の更新の申出があった場合にお

<p>いて、当該指定特定非営利活動法人が同条第2項において準用する第4条第1項各号（第11号を除く。）に掲げる基準に適合しないと市長が認めたとき。</p> <p>(6) 第15条第1項の届出があった場合において、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が同条第4項において準用する第4条第1項各号（第11号を除く。）に掲げる基準に適合しないと市長が認めたとき。</p> <p>(7) 正当な理由がなく、前条第2項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(8) 指定特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき。</p> <p>(9) 指定特定非営利活動法人が解散したとき（合併により解散したときを除く。）。</p> <p>2 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。</p> <p>(1) 第4条第1項第6号、第7号ア若しくはイ又は第10号に掲げる基準に適合しなくなったとき。</p> <p>(2) 正当な理由がないのに、第10条又は第12条第5項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。</p> <p>(3) 第11条第1項又は第15条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(4) 第12条第1項（第15条第4項において準用する場合を含む。）又は第2項から第4項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。</p> <p>(5) 特定非営利活動促進法第29条又は第13条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。</p> <p>(6) 第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。</p> <p>3 市長は、指定が取り消されたときは、指定が取り消された特定非営利活動法人に対し、その旨及びその理由を、速やかに、書面により通知しなければならない。</p> <p>4 市長は、指定が取り消されたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨及びその理由を周知しなければならない。</p> <p>（審査委員会）</p> <p>第19条 この条例に定める基準、手続その他の指定特定非営利活動法人に係る重要事項について、市長の諮問に応じ調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、奈良市NPO法人条例指定制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。</p> <p>2 審査委員会は、委員5人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。</p>	<p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることがある。</p> <p>6 審査委員会において必要があるときは、その会議に関する者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 (協力依頼)</p> <p>第20条 市長は、この条例の施行のため必要があると認めるとときは、国、他の地方公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。 (委任)</p> <p>第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (平成25年3月28日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。 平成25年3月28日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>奈良市条例第17号</p> <p>奈良市新型インフルエンザ等対策本部条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、奈良市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。 (組織)</p> <p>第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。</p> <p>2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>3 対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。</p> <p>4 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。</p> <p>5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。 (会議)</p> <p>第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。</p> <p>2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員、奈良県の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができ</p>
---	--

る。
(部)
第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
4 部長は、部の事務を掌理する。
(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(平成25年3月28日掲示済)

奈良市観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第18号

奈良市観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市観光自動車駐車場条例（平成12年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表を次のように改める。

駐車時間	駐車料金
4時間以内の場合	30分までごとにつき100円
4時間を超える場合	800円

別表の2中「1,000円」を「800円」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
奈良市水道事業	奈良市の区域（奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）別表に定める奈良市月ヶ瀬行政センター及び奈良市都祁行政センターの所管区域を除く。）	人 400,000	立方メートル 247,400
奈良市都祁水道事業	都祁南之庄町の一部 都祁甲岡町 来迎寺町の一部 都祁友田町の一部 薩生町の一部 都祁小山戸町の一部 都祁相河町の一部 都祁吐山町の一部 都祁こぶしが丘 都祁白石町の一部 針町の一部 針ヶ別所町の一部 小倉町の一部 上深川町の一部 下深川町の一部 萩町の一部 都祁馬場町の一部 天理市山田町902番地	5,700	3,210
奈良市月ヶ瀬簡易水道事業	月ヶ瀬石打の一部 月ヶ瀬尾山の一部 月ヶ瀬長引の一部 月ヶ瀬嵩の一部 月ヶ瀬月瀬の一部 月ヶ瀬桃香野の一部	1,950	940

(平成25年3月28日掲示済)

奈良市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第19号

奈良市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例

（奈良市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 奈良市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条から第3条までを次のように改める。

（設置）

第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業及び簡易水道事業を設置する。

（地方公営企業法の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、簡易水道事業に法の規定の全部を適用する。

（経営の基本）

第3条 水道事業（簡易水道事業を含む。以下同じ。）は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の経営に関して基本となるべき事項は、別表のとおりとする。

第4条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第7条ただし書の規定に基づき、水道事業を通じて水道事業管理者（以下「管理者」という。）1人を置く。

附則の次に次の別表を加える。

(奈良市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「水道事業施設」の次に「（簡易水道事業施設を含む。）」を加え、同条第2項中「水道事業」の次に「（簡易水道事業を含む。次条において同じ。）」を加える。

第2条第1項中「奈良市の区域内で水道事業として厚生労働大臣の認可を受けた区域」を「奈良市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）別表に定めるとおり」に改め、同条第2項中「奈良市水道事業の管理者」を「水道事業管理者」に改める。

別表第1中「奈良市水道事業料金表」を「奈良市水道事業、奈良市都祁水道事業及び奈良市月ヶ瀬簡易水道事業料金表」に改める。

(奈良市特別会計条例の一部改正)

第3条 奈良市特別会計条例（昭和39年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

本則第8号を削る。

（奈良市簡易水道基金条例及び奈良市簡易水道条例の廃止）

第4条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 奈良市簡易水道基金条例（平成17年奈良市条例第18号）

(2) 奈良市簡易水道条例（平成17年奈良市条例第31号）
附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（奈良市簡易水道条例の廃止に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日前に第4条の規定による廃止前の奈良市簡易水道条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第2条の規定による改正後の奈良市水道事業給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 旧条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった料金に係る取扱いについては、なお従前の例による。

（奈良市下水道条例の一部改正）

4 奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「又は奈良市簡易水道条例（平成17年奈良市条例第31号）」を削る。

第21条第1項第1号中「又は奈良市簡易水道条例第29条」を削る。

（奈良市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

5 奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「又は奈良市簡易水道条例（平成17年奈良市条例第31号）」を削る。

第19条第1号中「又は奈良市簡易水道条例第29条」を削る。

（平成25年3月28日掲示済）

奈良市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第20号

奈良市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 救護施設（第11条—第21条）

第3章 更生施設（第22条—第27条）

第4章 授産施設（第28条—第33条）

第5章 宿所提供的施設（第34条—第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設（以下「救護施設等」という。）の設備及び運営の基準について定めるものとする。

（基本方針）

第2条 救護施設等は、利用者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 救護施設等は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利用することとならないようにしなければならない。

（構造設備の一般原則）

第3条 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第4条 救護施設等の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の資格要件等）

第5条 救護施設等の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 救護施設等は、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

（職員の専従）

第6条 救護施設等の職員は、専ら当該施設の職務に従事

することができる者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(苦情への対応)

第7条 救護施設等は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、その行った処遇に関し、法第19条第4項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 救護施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(非常災害対策)

第8条 救護施設等は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てておかなければならぬ。

2 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 救護施設等（授産施設を除く。）は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(帳簿の整備)

第9条 救護施設等は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならぬ。
(報告)

第10条 救護施設等は、処遇の向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりその処遇の状況、質の評価、改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

第2章 救護施設

(規模)

第11条 救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 救護施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であつて入所者が20人以下のもの（以下この章において「サテライト型施設」という。）を設置する場合は、5人以上の人員を入所させることができるものとしなければならない。

3 救護施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第12条 救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項（第23条第3項において準用

する場合を含む。）において同じ。）又は準耐火建築物（同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項（第23条第3項において準用する場合を含む。）において同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消防活動等に専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 事務室
- (11) 宿直室
- (12) 介護職員室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場
- (15) 汚物処理室
- (16) 靈安室

4 前項第1号に掲げる居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（以下「特別居室」という。）を設けるものとする。

5 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室
 - ア 地階に設けてはならないこと。
 - イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とすること。

<p>ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。</p> <p>オ 特別居室は、原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p>	<p>入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</p>
<p>(2) 静養室</p> <p>ア 医務室又は介護職員室に近接して設けること。</p> <p>イ アに定めるものほか、前号ア及びウからオまでに定めるところによること。</p>	<p>2 救護施設は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。</p>
<p>(3) 洗面所</p> <p>居室のある階ごとに設けること。</p>	<p>3 救護施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。</p>
<p>(4) 便所</p> <p>居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。</p>	<p>4 救護施設は、職員に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的に実施しなければならない。</p>
<p>(5) 医務室</p> <p>入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p>	<p>(給食)</p> <p>第17条 救護施設は、給食の提供に当たっては、栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮しなければならない。</p>
<p>(6) 調理室</p> <p>火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>(7) 介護職員室</p> <p>居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</p>	<p>2 救護施設は、旬の食材や郷土食を取り入れる等、入所者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。</p>
<p>6 前各項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。</p> <p>(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。</p> <p>（サテライト型施設の設備の基準）</p>	<p>3 救護施設は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。</p>
<p>第13条 サテライト型施設の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。</p> <p>（職員の配置の基準）</p>	<p>（健康管理）</p>
<p>第14条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設長</p> <p>(2) 医師</p> <p>(3) 生活指導員</p> <p>(4) 介護職員</p> <p>(5) 看護師又は准看護師</p> <p>(6) 栄養士</p> <p>(7) 調理員</p>	<p>第18条 入所者については、その入所時及び毎年定期に2回以上健康診断を行わなければならない。</p>
<p>2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。</p> <p>（居室の入所人員）</p>	<p>（衛生管理等）</p>
<p>第15条 1の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。</p> <p>（身体拘束等の禁止）</p>	<p>第19条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。</p>
<p>第16条 救護施設は、入所者への処遇に当たっては、当該</p>	<p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p>
<p>（生活指導等）</p>	
<p>第20条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。</p>	
<p>2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。</p>	
<p>3 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。</p>	
<p>4 1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。</p>	
<p>5 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。</p>	
<p>（給付金として支払を受けた金銭の管理）</p>	
<p>第21条 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第16条の2に規定する厚生労働大臣が定める給付金（以下</p>	

<p>この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。</p> <p>(2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。</p> <p>(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。</p> <p>第3章 更生施設</p> <p>(規模)</p> <p>第22条 更生施設は、30人以上の人員を入所させができる規模を有しなければならない。</p> <p>2 更生施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第23条 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 居室 (2) 静養室 (3) 集会室 (4) 食堂 (5) 浴室 (6) 洗面所 (7) 便所 (8) 医務室 (9) 作業室又は作業場 (10) 調理室 (11) 事務室 (12) 宿直室 (13) 面接室 (14) 洗濯室又は洗濯場 <p>2 前項第9号に掲げる作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第12条第1項、第2項、第5項第1号(オを除く。)及び第2号から第6号まで並びに第6項の規定を準用する。</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第24条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設長 (2) 医師 (3) 生活指導員 (4) 作業指導員 (5) 看護師又は准看護師 (6) 栄養士 (7) 調理員 <p>2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所人員が150人以下の施設にあっては6人以上、入所人員が150人を超える施設にあっては6人に150人を超える部分40人につき1人を加えた数以上とする。</p> <p>(生活指導等)</p> <p>第25条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第20条(第2項を除く。)の規定を準用する。</p> <p>(作業指導)</p> <p>第26条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第27条 第15条から第19条まで及び第21条の規定は、更生施設について準用する。</p> <p>第4章 授産施設</p> <p>(規模)</p> <p>第28条 授産施設は、20人以上の人員を利用させができる規模を有しなければならない。</p> <p>2 授産施設は、被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第29条 授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 作業室 (2) 作業設備 (3) 食堂 (4) 洗面所 (5) 便所 (6) 事務室 <p>2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 作業室</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。 イ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は
---	---

<p>広間に直接面して設けること。</p> <p>(2) 便所 　　男子用と女子用を別に設けること。 (職員の配置の基準) 第30条 授産施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。 (1) 施設長 (2) 作業指導員 (工賃の支払) 第31条 授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。 (自立指導) 第32条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。 (準用) 第33条 第16条及び第19条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、授産施設について準用する。 第5章 宿所提供的施設 (規模) 第34条 宿所提供的施設は、30人以上の人员を利用させることができるものとする。 2 宿所提供的施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。 (設備の基準) 第35条 宿所提供的施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。 (1) 居室 (2) 炊事設備 (3) 便所 (4) 面接室 (5) 事務室 2 前項第2号に掲げる炊事設備の火気を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。 3 前2項に規定するもののほか、宿所提供的施設の設備の基準については、第12条第5項第1号（オを除く。）並びに第6項第1号及び第2号の規定を準用する。 (職員の配置の基準) 第36条 宿所提供的施設には、施設長を置かなければならない。 (居室の利用世帯) 第37条 1の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、2以上の世帯に利用させてはならない。 (生活相談) 第38条 宿所提供的施設は、生活の相談に応じる等利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。</p>	<p>(準用) 第39条 第19条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、宿所提供的施設について準用する。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 昭和62年3月9日前から存する救護施設については、第12条第3項第15号の規定は、当分の間、適用しない。 (平成25年3月28日掲示済)</p>
--	---

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。